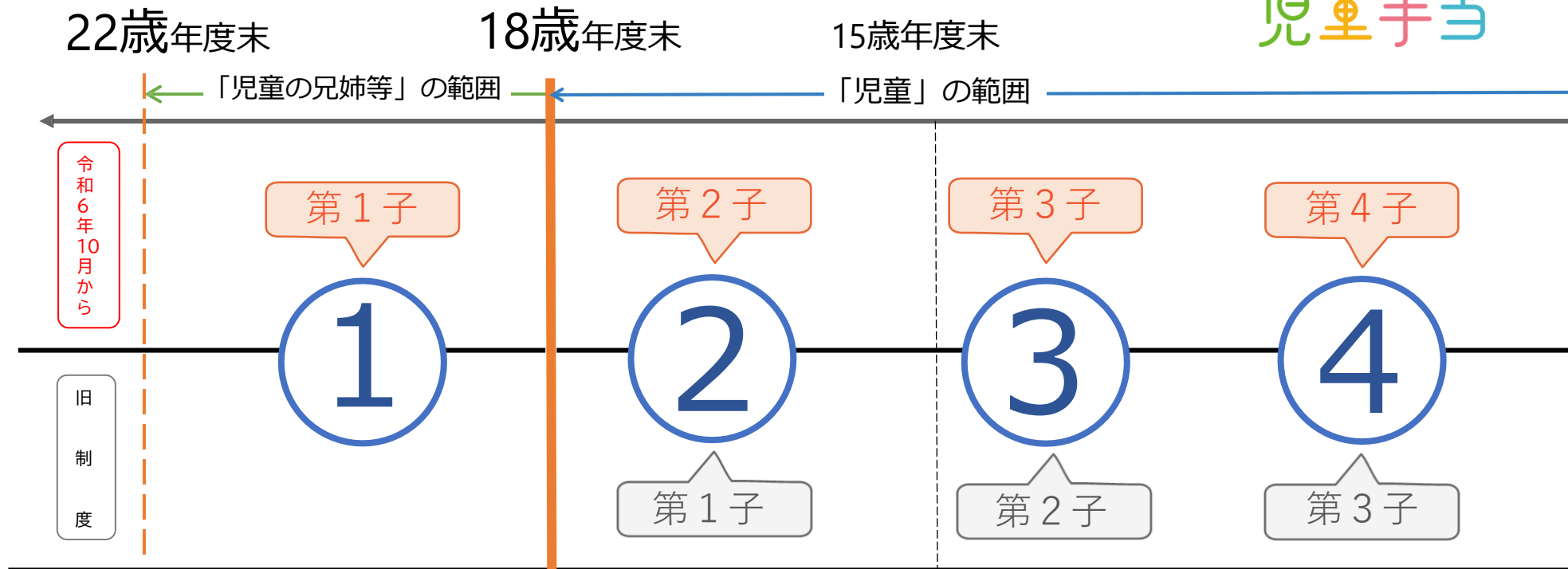


「第3子以降」のカウント方法について

もっと子育て応援！
児童手当



- ・支給期間がこれまでの15歳年度末から18歳年度末まで延長されます。
- ・「第3子以降」のカウント対象の年齢がこれまでの18歳年度末から22歳年度末まで延長されます。
(子供が3人以上いる場合に必ずしも「第3子以降」としてカウントされるわけではありません。
児童の兄弟等については監護に相当する世話等をし、その生計費を負担している必要があります。)
- ・児童
18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- ・児童の兄弟等
18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあって親等に経済的負担のある子をいいます。